

# さくら通信

## 3月号

2025年3月  
No.243

発行  
さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
(株)さくらビジネスサービス  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

### bingo



新年が明け、とある法人の新年互礼会に出席したところ、余興としてbingo大会がありました。私はbingoとはほとんど縁がなく、だいたい終盤にリーチがかかったあたりで終了してしまいます。今回あまり期待してなかったのですが、なんと4番目にbingoとなり、景品を頂戴することができました。今年は新年早々ツキがあるなと思っていたのですが、同日夜、もっと凄い強運を發揮した人物が所内におりました。何事にも上には上がいるものです。

(孝志洋)

## 確定拠出年金制度等の見直し

働き方の多様化に伴い、税制が老後の資産形成に与える影響を抑え、企業年金の有無に関わらず平等な資産形成環境を整備する必要性が高まっています。これを受け、確定拠出年金法等が改正され、拠出限度額が引き上げられました。

例えば、iDeCoについては、拠出限度額が以下のように改定されました。

- 第一号被保険者：月額7.5万円（改正前：6.8万円）
- 企業年金加入者：月額6.2万円から確定給付企業年金等の掛金を控除（改正前：2.0万円）
- 企業年金未加入者：月額6.2万円（改正前：2.3万円）

確定拠出年金（DC）の主な税制優遇措置は以下のとおりです。

#### 拠出時

- 企業型DC事業主掛金は給与とみなされず、非課税
- iDeCo掛金は全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除）
- 企業型DCマッチング拠出も全額所得控除

#### 運用時

- 運用益が全額非課税

#### 受取時

- 年金として受け取る場合は「公的年金等控除」が適用
- 一時金として受け取る場合は「退職所得控除」が適用

ただし、2025年度の税制改正大綱では、退職所得控除の調整規定の見直しが検討されています。企業の退職金とDCの一時金受取りの間隔を10年以上空けないと、控除額が減少する可能性があります。

これらの税制優遇措置により、DCは老後の資産形成を支援する効果的な制度となっています。ただし、原則として60歳まで引き出しができないなどの制約もあるため、個人の状況に応じて活用を検討することが重要です。



(大寺)

## 資産税係 謾渡所得の申告期限

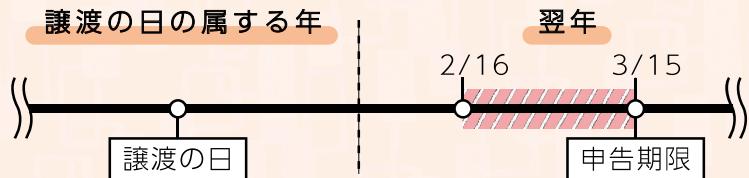
謾渡所得の申告は、「資産を謾渡した日」の属する年の翌年の2月16日から3月15日の間に行うことになります。令和7年は3月17日(月)が期限となります。

「資産を謾渡した日」とは、原則として、売買など謾渡契約に基づいて資産を買主などに引き渡した日をいいますが、売買契約などの効力発生の日(一般的には契約締結の日)に謾渡があったものとして確定申告することもできます。

土地、建物および株式等の謾渡所得がある人は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」、分離課税用である「申告書第三表」および「謾渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】」または「株式等に係る謾渡所得等の金額の計算明細書」などを併せて作成して他の所得と一緒に確定申告します。

土地、建物および株式等以外の謾渡所得がある人は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」、および「謾渡所得の内訳書(確定申告書付表)【総合謾渡用】」などを併せて作成して、他の所得と一緒に確定申告します。(国税庁HPより)

(坂田)



## 社会保険 健康診断を実施しましょう

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。

### ★ 健康診断の種類

一般 健康 診断	健康診断の種類	対象となる労働者	実施時間
	雇入時の健康診断	常時使用する労働者	雇入れの際
	定期健康診断	常時使用する労働者 (次項の特定業務従事者を除く)	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断	労働安全衛生規則第13条第1項 第2号(※1)に掲げる業務に従事する労働者	左記の業務への配置替えの際、6月以内 ごとに1回
	海外派遣労働者の健康診断	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	海外に6月以上派遣する際、帰国後国内 業務に就かせる際
	給食従事者の検便	事業に附属する食堂または炊事場における 給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際

また事業者は、有害な業務(※2)に従事する労働者等に対し、原則として、雇入れ時、配置換えの際及び6月以内ごとに1回(じん肺検診は管理区分に応じて1~3年以内ごとに1回、それぞれ特別の健康診断を実施しなければなりません。

※1 労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務(例示)

- 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- さく岩機、鉛打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- 深夜業を含む業務

※2 有害な業務(例示)

- 屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する労働者
- 石綿等の取扱い等に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者及び過去に従事したことのある在籍労働者

(徳永)

## さくら税理士法人 Facebook

当事務所では、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用した情報発信として、Facebook(フェイスブック)での情報発信を行っています。

楽しい情報を伝えたらと思っておりますので、ぜひご覧ください。

また、「これは!」という情報がありましたら **いいね!** ボタンも積極的に押してくださいね♪

よろしくお願ひいたします！

<https://www.facebook.com/skr39.tax/>



## 医療係 誤りやすい医療費控除

### ★ 生計を一にしていない親の入院費を子が負担、その子が医療費控除している

この場合は、その子の医療費控除の対象にはなりません。医療費控除は、「自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費」に限られます。



### ★ 数年分の医療費のある年分で一括して医療費控除の申告をしている

医療費控除の対象となる医療費は、各年においてその年中に支払った当該医療費の金額でありますから、支払日により区分する必要があります。

### ★ 医療費控除にならない具体例

1. 生計を一にしない親族の医療費
2. 疲労回復、健康増進、病気予防などのために購入した医薬品(ビタミン剤など)や漢方薬
3. 通常のメガネ・コンタクトなどの購入費用
4. 健康診断、人間ドック等の費用(重大な疾患が見つからなかった場合)

### ★ 医療費控除の対象となる眼鏡・コンタクト

1. 視機能が未発達の子供の治療を行っている医師が、視力の発達を促すために使用を指示した眼鏡
2. 白内障の患者が、手術後の創口(きずぐち)の保護と創口が治癒するまでの視機能回復のために装用する眼鏡
3. 白内障の治療用コンタクトレンズ
4. オルソケタロジー(角膜矯正療法)による近視治療

(大下)

## リスマネ委員会 法人保険の経理処理：第三分野(医療保険・がん保険等)の経理処理

第三分野保険には、医療保険、がん保険、介護保険、傷害保険などが該当します。  
保険料の払込期間によって経理処理は異なります。

### ①全期払いの場合

解約返戻金があるので、全期払いの場合は、定期保険の経理処理に準じます(11月号掲載)

### ②終身タイプの短期払い

- 1人あたりの年間支払保険料(複数の保険会社で第三分野保険に加入している分も合算)の合計が30万円以下の場合・・・全額損金算入
- 1人あたりの年間支払保険料の合計が30万円を超える場合

保険料の払込期間中は、支払保険料のうち「年間保険料×保険料払込期間÷保険期間(※)」で算出した金額を支払保険料として損金算入し、残りは前払保険料として資産計上します。

払込期間終了後は、資産計上したものを毎年上記計算式の金額分を取り崩して損金算入します。

※終身タイプの第三分野保険の保険期間  
=116歳-契約年齢

(例) 50歳の方が、10年で払込みを終える短期払い終身医療保険に加入した場合(年間保険料36万円)

	借 方	貸 方
1～10年目	支払保険料 54,545円 前払保険料 305,455円	現金・預金 360,000円
11年目以降	支払保険料 54,545円	前払保険料 54,545円

$$\text{支払保険料} = (\text{年間保険料} 36 \text{万円}) \times (\text{払込期間} 10 \text{年}) \\ \div (\text{保険期間} 116 \text{歳} - 50 \text{歳}) = 54,545 \text{円}$$

### ③給付金受取時の経理処理

入院給付金や手術給付金等の給付金受取時は、受け取った給付金の額を雑収入として益金算入します。

(さくらビジネス)

## 会計制度 固定資産の減損⑧ STEP 3 減損損失の認識の判定

実際に割引前将来キャッシュ・フローを算定してみましょう。

営業キャッシュ・フローや各資産の処分時のキャッシュ・フローの数値を把握すれば、単純合算することで割引前将来キャッシュ・フローを求ることができます。

右表の結果、割引前将来キャッシュ・フローは140と算定されました。この資産グループの簿価は200とすると、簿価200>割引前将来キャッシュ・フロー140となり、減損処理が必要となります。

(単位:百万円)

項目	X1年度	X2年度	X3年度	合計
営業キャッシュ・フロー	80	50	30	160
資産Aの処分時のキャッシュ・フロー見積額	0			0
資産Bの投資見積額	△20			△20
資産Cの経済的耐用年数到来時(X3年度)の回収可能価額			0	0
割引前将来キャッシュ・フロー	60	50	30	140

(孝志西)

## 3月の社会保険労務

- 3月31日
- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- 有期事業概算保険料延納額<4月~7月分>の納付(労働基準監督署)
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生日を迎える者)現況届
- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生日を迎える者)現況届



## 3月の税務

- 3月10日  
1. 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 3月17日  
2. 前年分贈与税の申告 申告期間…2月3日から3月17日まで  
3. 前年分所得税の確定申告 申告期間…2月17日から3月17日まで  
4. 所得税確定損失申告書の提出  
5. 前年分所得税の総収入金額報告書の提出  
6. 確定申告税額の延納の届出書の提出 延納期限…6月2日  
7. 個人の青色申告の承認申請  
(1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内)  
8. 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
- 3月31日  
9. 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告

- 10. 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 11. 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 12. 法人・個人事業者(前年12月分及び1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 13. 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 14. 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 15. 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

# 第62回優良従業員表彰式

## 坂東 智也

この度、勤続30年を迎え徳島商工会議所より表彰を受けました。今日まで仕事を続けてこられたのは家族や職場の同僚、そしてお客様のおかげです、本当にありがとうございます。

気が付けば30年が経過し、気持ちは若いですが、年齢も初老と言われる歳に差し掛かってきました。

勤められる年数も少なくなっていますが、まだまだ邁進していきたいと思っております。

## 三橋 美智子

商工会議所より、20年表彰を頂きました。ありがとうございました。

あっと言う間の20年でしたが、何とかここまで勤める事が出来たのも、関与先の皆様、事務所の方々や家族のお陰であると、深く感謝しております。

これからも精一杯頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。



## 「こいつあ春から縁起がいいわい」(歌舞伎お嬢吉三のセリフ)!!

本年1月10日とくぎんサクセクラブ(徳島大正銀行顧客の会)新年互礼会が行われ、約1600人が出席した。その福引大会で頭取と出席者とのじゃんけんゲーム等で、私が2位に勝ち抜いた。その結果国内旅行(二人分の飛行機・ホテル代)をゲットした。今年は良いことがあるかも知れない。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....  
.....  
.....  
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

秀 行  
さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
(株)さくらビジネスサービス  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会  
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号  
ホームページ : <http://www.skr39.co.jp/>  
Eメール : [kimutake@js4.so-net.ne.jp](mailto:kimutake@js4.so-net.ne.jp)  
TEL : 088-625-2556  
FAX : 088-654-1181